

成年後見制度

報告事項No. 2-3

成年後見制度とは、判断能力の低下した人に代理人（後見人等）を立て、本人に代わって契約や金銭管理、本人の権利を守る制度です。

～ひとり暮らし高齢者の相談～

- ・独居の高齢女性。
- ・夫や子供、近くに親族もない
- ・金銭管理は本人。

【困りごと】もの忘れ、判断能力の低下が目立つようになり、不要な高額契約を繰り返すようになってしまった。



～高齢者世帯の相談～

- ・高齢夫婦のみ。子はいない。
- ・認知症の夫が入院中。

【困りごと】入院費用が高額となり、夫婦の年金では不足するため、夫名義の定期預金を解約して支払いしたい。



～障がい者の相談～

- ・知的障がいのある成人した子
- ・高齢の母親が同居。
- ・父親は数年前に他界。

【困りごと】母親が病気を患い、子の支援をすることが困難となっている。また、自分が亡くなった場合の子の生活について心配になった。



市役所

中核機関

相談・支援

申立て

家庭裁判所

守谷市長が制度を申立て、弁護士が成年後見人に選ばれる。本人の適切な財産管理を行うこととなり、消費者被害等を受けずに生活できている。



妻が制度を申立て、成年後見人には弁護士が選任された。入院費用その他支払いを成年後見人が行うことで、夫は適切な医療を受けることができている。



母親が制度の申立て、成年後見人には社会福祉士が選任された。後見人が市役所の障がい福祉担当者に相談しながら、子に必要な福祉サービスを手配することで、高齢の母親も子も安心して生活することができている。

